

第四章 明治期の農業

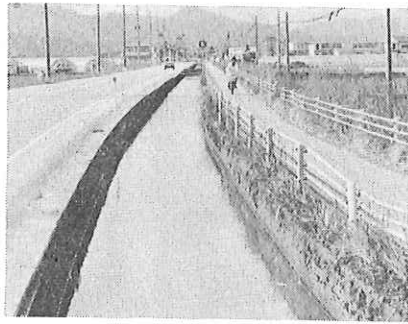
第一節 用水路の開発

新川用水

幕政時代においては出石川に大保恵堰を築き六方田圃への用水路が維持されてきたが、維新时期には円山川蓼川堰を起点として、川東側に新川用水路、次いで川西側に蓼川用水路が開発された。この二つの用水路は、当地方の農業生産の基盤改良のさきがけといえる特筆すべき大工事であった。

明治六年（一八七三）五月、地元から当時の豊岡県に差出した『畑田成新開手続書』（『赤木家文書』）には、新川用水路開発のてんまつが詳細に記されている。要約すると次の通りである。

明治三年二月十二日、久美浜県の役人奥田勘右衛門が円山川を検分、上郷村に堰を設け上郷・中郷・引野・土淵・加陽・清冷寺・伏・八社宮の八ヶ村に通水し、畑を田に開くよう勧告した。地元では工事の困難を見越し反対したが受け付けられず、大地主たちがそれぞれ世話役を命じられて井溝普請にとりかかった。上郷堰口から今森村境まで延長三四七三間半（六三一四ト）、途中には上郷・高ほうきの岩山をくり抜き、加陽・清冷寺間では出石川に川幅十六間・高さ三間の飛瀬（掛樋）を設ける難工事であったが、明治四年の田植えには間



写63 現在の新川用水（中筋地区）

て開田をすすめていながら、たびたびの出水によってこの堰や用水路が崩れると、ついには責任を村側役人に負わせて手を引いてしまっている。

助成歎願

明治四年誕生の改置豊岡県に対して、上郷・中郷・引野・土淵・加陽・伏・清冷寺・八社宮（新川用水組）八ヶ村の地主層は、堰や用水路の費用助成を求めたが、その筆頭が白髭浅右衛門・赤木甚太夫であり、各村々の地主代表であった。

豊岡県は、用水路の開発費用を生み出すため、畑から田に開墾した土地を反当一〇円で買い上げて、これに開発費用を込めて、三七円十七銭余りで売り渡したようである。これに応じない土地所有者は、その土地を手放さなければならなかった。この費用転嫁を地主たちが、すなおに承服したわけではない。

に合わせよとの久美浜県権令伊王野の至上命令に、村数六〇ヶ村余に応援を求め、日に一〇〇〇人、一五〇〇人と割当て、幅四尺（一・二ド）の溝をとりつけた。ところが、五月十九日に大洪水があつて、堰や溝や新田も大破損、十一月二十一日には久美浜県の役人が検分、「たとえ県庁からの申付けであっても格外の見込み違いとあれば普請を断わるのが筋である、このような失費は関係者の不始末である」と叱られた。五年には村々で金子を出し合つて修理したが、再び洪水で破損、このままでは今年（六年）の植付けにも差支えることとなつたという。

この経緯からすると、久美浜県は県の助成工事として堰や水路も掘らせ

六年十一月、用水組八ヶ村総代から差し出した歎願書には、①買上代金反当二〇円は不承知、②営繕費用は畑から田になって増収された年貢分をもって充当、③溝敷（水路）を買上げるときは、その土地の代価の上に諸経費を含んだ額を加算すること、などが要求されている。

九年五月に上郷村を除く七ヶ村から豊岡県に提出した救恤願きゆうじつがんには、明治七年には反当一円十八銭、八年には反当八六銭の費用を要しているので公費三分の二の補助を頂きたいとしているが、豊岡県は願書を却下した。翌十年二月二十六日には、用水組は畑を田にするための堰や水路費用に官費補助を兵庫県（九年十一月以降）に出願した。これには、①五年から七年までの分は、豊岡県から開田して増加した年貢分を修繕費に充当してもらったこと、②八年・九年は歎願しているが処分がない、③九年九月十七日に洪水があつて中郷村字九蔵田の横土手が切れ込み七〇〇余円の修繕費が必要であること、④ついでには至急実施検分の上、修繕費用は官費を出費されたい、という趣旨を述べているが、三月十六日に至つて、やはり却下された。

つづいて三月十九日、同趣旨の「検査願」を提出、陳情内容は「官費願」と大同小異で、これに対しても県は応じなかった。

それでも用水組は五月八日、植付時期にもなるので普請費用の指令は後日になつても、修繕工事を急ぎたいので検査を急がれたいと願ひ出た。

さらに、五月九日には、用水路修理費の支出、または一四四〇円の無利子七ヶ年の借用、及び潰地の減租を願ひ出た。これも却下されて、「元畑へ回復願」を提出した。開田は久美浜県から強制されたもので、豊岡県になつてからは元畑反当二〇円で買上げられ、払下げは反当三七円十七銭余の高値で、貢租は元畑の通りとい

うことであつたのに、地券では田方一等に進んだ。このときも、堰溝は永官費ということであつたのに、明治八年からは修繕費用は支給されていない。「御庁より御約諾之儀は、悉皆虚令と相成り大いに困却罷在」「天朝にも若干の御失金、下方にても田方相統仕度と充分粉骨丹誠（みぎん）を抽（ひ）て候得ども最早力及ばず」開田したおよそ三〇町歩を元畑に回復されたい。年賦拝借金は取消しになつてもよろしいという内容である。おそらく、元畑へ回復など不可能のことで、許可もされないことを承知で提出した開き直つた願書であつた。

このような農民の反応を引き起こした県の立場にも理由があつた。まず、財政的に行き詰まっていたこと、次には地租は幕藩当時とくらべると軽く、明治十年に至ると地租の税率が三分から二分五厘に軽減されたこと、当時としては畑を田に開いて米つくりができることは、農民として経済的にも、耕地管理上も有利であつたので、官費支給がなくとも堰や水路は地主層・農民層で保守して当然と見られていたのである。

江本・今森 江本・今森・塩津三ヶ村は明治三年十月に、「上郷村ヨリ用水ノ残水ヲ引キ入レテ二十町歩バカへの分水 リ畑ヲ田ニ開キタリ」として、用水路関係村役人に申し出て『規定書』を取交した（『豊岡藩日記』）。

条件は、当三年春の溝費用及び来春の堰費用や溝敷持合（用地代負担）など、開田出来高割や諸掛りはすべて対等に負担するというものである。

実際には、今森・江本両村で開田したのは九町二反六畝十歩五厘で、豊岡藩へは、その入費千金の償却のため五ヶ年間は従来通りの畑年貢での納付を申し出、豊岡藩はこれを許可したい旨、大蔵省に報告している。

さらに十七年に至つて、今森・江本両村と中郷・引野・土淵・加陽・清冷寺・伏・八社宮の七ヶ村との間で、



写64 蓼川堰 (当初は上郷堰と呼ばれた)

『灌水定約書』を結び反当一斗二升代の水利年貢を骨子とする約定を締結している。

府中その他 明治九年六月に至って、府市場・府中新・堀・野々庄・池上・芝・上石七ヶ村(以下、府中組への分水と略称する)と上郷村他七ヶ村(中筋組)との間で、分水約定が成立する。

元来、この府中組は、稲葉川からの残水をうけて水田を養っていた地域であるが、円山川を横目に見ながら水不足をかこっていた地域であった。『上郷堰分水約定書』によると、府市場側にも新水路を設けて分水、堰の修繕費は双方水掛り反別に応じて負担を受けるといふものであるが、これに付属した『樋門掘方規定』が注目される。

一、樋門内法ハ高サ三尺(〇・九¹/₂)、幅六尺(一・八¹/₂)、戸(門樋の意か)二枚

一、樋門据方之儀ハ在来堰南詰樋門敷ヨリ一尺上ゲ

一、位置ノ儀ハ堰北端ヨリ八間(一四¹/₂)ヲ除キ水上江⁽³⁾据置之事(以下略)

このうち第三項は上郷村他七ヶ村(中筋組)の樋門とくらべて、堰の北端から八間上流にとりつけるという意味であろうが、府中組は不利を承知の上での約束である。

十二年になって、府中組水路はさらに八代川を横断して気多郡上佐野及び城崎郡九日市上・中・下、妙楽寺、小尾崎、大磯の各村(八条組)

に分水されることになる。

同年六月二十日付の「分水約定証」に添えられた「取扱之証」によると、川西水路掛（府中組）から金一〇〇円を川東村々へ相渡す、上佐野村及び城崎郡（八条組）も同じように金一〇〇円を川東に相渡す、という約定を結んでの上である。

十四年五月十六日に八条組から差し出した「為取換追約証書」によると、①蓼川堰は中郷村他七ヶ村の固有のもの、②年々五月一日に堰東西の各村総代が立ち会い、堰を熟検して永年保護の方法を計ること、③堰上塞き留めは毎年六月五日で、川西連合各村の負担とし、④非常旱魃の時は双方立会いの上、莖張・砂留めなどの費用は上郷村及び中筋組・府中組・上佐野及び八条地区が各三分の一を負担する、などとしている。

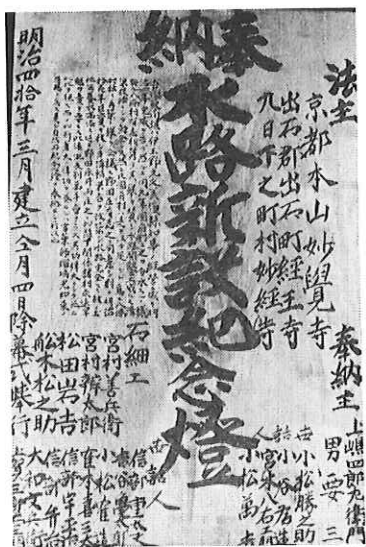
蓼川堰の主権者は自分たちであるが、堰留めは川西連合で行ないなさいと上郷村及び中筋組が先取特権を主張しているし、川西は、それを甘んじて受けなければならなかった。川西連合が堰留めを怠ると川東の樋門から八間上流につけられている川西の樋門へは水が流れ込まないからである。

明治十年十一月写『八条水路掛・反別地価新築諸費金高・村々へ明細割付諸内訳心得控帳』（『河本家文書』）によると、八条庄と呼ばれている大磯、小尾崎、妙楽寺、九日市下・中・上、佐野の七ヶ村及び豊岡町の一部の受益面積は五一町四反五畝二三歩で、この地価は二万一五九円六八錢七厘とある。これに対して賦課された明治九年と十年の工費費用及び潰地代は五三一円四七錢八厘で、これを受益面積割と地価割とに賦課した結果は反当四円九八錢六厘一毛、地価一〇〇円につき十二円七二錢七厘一毛となっている。別に野田田圃へは、このときすでに五七四円余の費用割が賦課されている。

さらに、明治十一年と十三年には、妙楽寺分だけでも一六三円三四銭（九・十年分は一八一八円八九銭）が賦課されている。妙楽寺村の受益面積は約十一町步で、十一・十三年分の費用負担額は反当一〇円五七銭となる。

既述のように、このころ上郷村他七ヶ村は新川用水路については、豊岡県または兵庫県からの助成金交付を求めて猛運動を展開している一方、府中・八条組は蓼川用水路については始めから助成金交付をあてにしていなかったと思われる。

十六年には、野田組十二ヶ村（正法寺・高屋・上陰・中陰・下陰・永井・新屋敷・六地藏・船町・宮島・野上・一日市）が、上郷堰からの水路組に正式に加入する。従来からも八条組からの残水を、小尾崎村（後の三坂村）字大門を通じて取水していたようであるが、加入するについては関係村々や村内部でも意見がそろわず



写65 蓼川水路新設石灯笼奉納標
(佐野・薬師堂)

随分難航したらしい。

野田田圃は、明治十六年に溝渠工事を行ない、十七年から正式通水した。二十一年には、中筋組と約定書を締結しているが、これによると野田組から毎年玄米六石を代金にかえて堰元七ヶ村（上郷村及び中筋組）に支払う他、出役義務などについて取り決めていた。

日高町堀には、二つの蓼川用水路記念碑が建てら



写66 三坂地区の水路記念碑（大正10年4月）
と蓼川水路改修碑（昭和43年11月）



写67 蓼川水路碑（土淵）
（昭和56年11月建立）

（久保田周輔）も、苦心焦思、百方説論漸く完成に到る……と、苦心が述べられている。

明治四十年三月に寄進された佐野葉師堂灯籠の寄進札には、明治九年八条組有志の賛同の下に府中組が水路開発を行なったが、府中組は満足しても八条組にとっては「効全カラズ」、野田庄有志の同意の上「明治十一年巨資ヲ投ジテ溝幅渠底ヲ改築シ水路完全セリ」とある（写65）。

三坂町の大門山下西側の市道大門線脇にも大正十年四月に建立された水路記念碑があり、八条村でも明治九年に蓼川水路を引く相談をまとめ、同水路組に加盟したが経費多端、明治二十年完工まで一〇余年を要し、金壱万五〇〇〇余円を費したとある（写66）。それぞれの記念碑に当時の関係者の苦心が偲ばれる。

れている。一つは、桜井勉撰文の明治三十九年八月建立「気城新渠之碑」で、この中に「受益面積四〇〇町歩」とあり、「此の工事たる年を経ること九年、通過する村数二十六、この間物議百出、事まさに敗れんとすることしばしばにして、城崎郡長

昭和の大改修 上郷堰（現在は蓼川堰と呼ばれる）からの国府村（明治二十三年以降）上郷及び中筋村・新田村のうち江本・今森への新川用水路は、構築以来七〇年を経て老朽化し、特に出石川を横断した北部では用水不足の歎きを聞くようになっていた。運動の結果、県営で水路改良工事が行なわれることになり、昭和十二年十二月二十六日に起工式を行なった。中筋村蓼川井堰普通水利組合と新田村井堰普通水利組合を翌十三年七月二十五日付で設立して事業母体とし、工事を進めたが戦争激化にともない労務者の不足や資材セメント入手難に苦しみ、十三年から四ヶ年の計画が六ヶ年に延長され、ようやく十八年に大体の水路工事が完成、現在見られる新川用水路となった（写63・写67）。

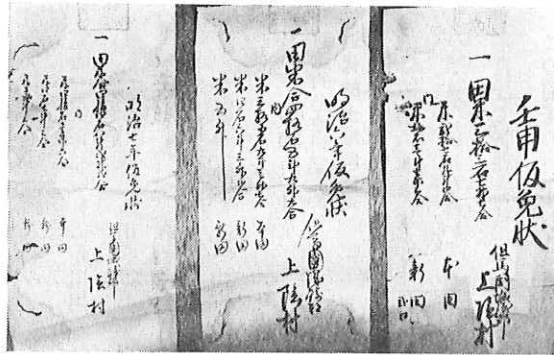
また、蓼川堰から川西への蓼川用水路も二十四年から二十九年にかけて県営で改修工事が行なわれた。

第二節 地租改正

封建的土地制度から 明治維新の変革過程のなかで、社会経済の基礎構造をなす土地制度の変革は最も重要な近代的土地制度へ 課題の一つであった。江戸時代の幕藩体制のもとにあつては、農民は封建的身分制度の

なかで領主に隷属し、世襲的に土地に縛りつけられ、職業選択や居住移転の自由もなく、高率の年貢や夫役などの搾取のもとであえいでおり、検地によって定められた村ごとの石高に對し毎年、貢租諸掛負担が村単位の一連帯責任で賦課され、それによって幕府や諸藩・旗本などの財政がまかなわれてきた。

この旧来の封建的な貢租形態を根本的に変革し、石高の基準によらず、土地の価格を基準とする近代的・統



写68 明治5～7年の上陰村仮免状（豊岡県）
地租改正を前提とする仮の年貢制当状。江戸時代
のものにくらべ驚くほど様式的に簡素化している

一 的国家税制を採用することによって、不統一で不平等な前近代的税制が廃止され、中央集権的な国家体制確立への障害が除かれ、中央政府の財政が始めて確保されることとなる。そこでその前提として地主・小作人間の土地所有関係につき、明治新政府がその法的確認を行ない、土地私有の所有権制度を確立する必要があった。

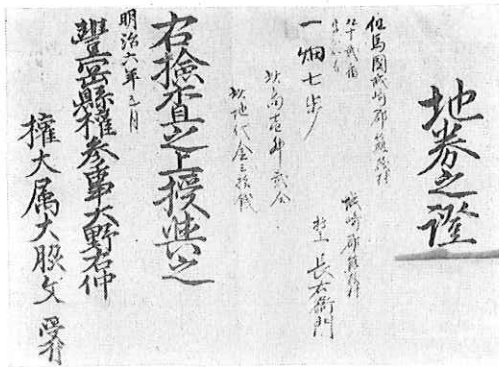
廃藩置県によって生まれた豊岡県が取組んだ緊急の大事業の一つが地租改正であるが、これは江戸時代の近世幕藩体制から、近代的な日本資本主義を画期づける最も基礎的な土地制度の改革であったということが出来る。

地租改正事業は、まず田畑勝手作りの許可（明治四年九月七日・大蔵省達第四七号）・地所永代売買禁止令の解除（明治五年二月十五日・太政官布告第五〇号）・地所売買譲渡に付地券渡方規則（明治五年二月二十四日・大蔵省達第二五号）という一連の土地自由化

政策から始まった。

壬申地券
の交付

明治五年三月（旧暦で二月）、豊岡県下にも「地所永代売買差許候」の触れが出され、同時に『地券渡方規則』が布達された。すなわち、土地売買の自由が公認されたが、この売買に当たっては県庁に土地の区分・所在・面積・所有者及び代価を申請して確認を受けてから行ない、地券を受けないで



写69 豊岡県の地券（明治6年）

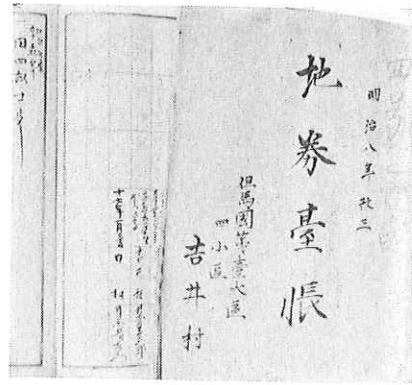
行なう密売買は無効という達しであった。この地券制は、同年八月に至って売買のときだけでなく私有土地のすべてについて地券を受けるようにとの触れに変わった。

この通達と同時に豊岡県には地券掛が設けられ、権大属大脇文以下、下級職員を含めて十三人の職員が地券関係職員に任じられているが（明治六年二月改正『豊岡県官員録』、五年九月には地券掛付属として但馬内では中山三郎・佐川義右衛門・太田垣四郎左衛門・青田卯左衛門・河本浜次郎ら各大区の区長級の十四人が任命された。

豊岡県は村々に対して、十月中に地券交付願を提出し一筆ごとに土地の所在・田畑山林の別・地積・地価・所有者を明記した取調帳と村図面を添えるように指示した。

政府は、地券交付によって土地所有権を公認すると引換えに、地租（土地に対する租税）制度施行のための基礎資料を得ることを急いだのである。しかし、地券交付の申請は、県官や地券掛付属の民間役人の催促にもかかわらず、なかなかはかどらなかった。

地券交付によって所有権が確定するとなると、その申請をめぐって潜在していた問題がふき出てくる。境界の不明確なもの・買戻し特約付きで売買している土地・公の土地であっても祖先が新田開発しているものなどである。



写70 吉井村地券台帳

六年三月十一日に第二大区(出石郡) 区長中山三郎は、森尾村平尾源大夫あてに次のような要旨の書状を送っている。

「貴殿の所持地は当郡には格別数多あり、地券願については出作の村々ともよく相談して着手されておられるとは思いますが、聞くところによると出作地で何かと疎漏の取計いがあるようで、貴殿からも当該地所支配人によく申聞かせて村役人と示談の上、速かに処理されるようにされたい」

土地所有権の帰属をめぐって、出作地で相当難航していたことが想像できる。

また提出された書類の中には「一反百円の地価を七十円、六十円と(安く見積り)不都合の次第」のものがあり、「右は村々戸長の心得宜しからざる故」(『御用留』)などと通達が回されている。

この時期には地租改正の意図は公にはされていないが『明治五年・城崎郡八十四ヶ村地租検見下調帳』(『田中家文書』)の標題に見られるように、農民は地券交付が課税の基礎資料となるものであることを、ほぼ知っていたのである。

六年三月十五日には「当分地券取調べの最中につき芝居手踊など、たとい願済み村々に候とも即今之所興行相成らず候」と大野県権参事名の通達も出されているが、同年四月一日には第一大区管内の村々に対しては、「地券之儀願い済みに相成候に付、明日昼迄に区長所迄受取りに出頭」するよう通知が出された。

地券交付には地価一〇〇円までは五銭、一〇〇円以上は一万分の五の証印税を納付しなければならなかった。そのためか、早速受取りに行かない村々もあって、再三の催促状が区長所から出されている。

地租改正 明治六年七月二十八日、太政官布告で『地租改正法』が公布された。この法の骨子は、①課税の**実施** 標準を地価におく（従来は石高を標準）、②金納とする（従来は主として現物納）、③税率は地

価の一〇〇分の三の定率とし、豊凶によつての増減はしない、④土地所有者を納税者とする、というものである。

同年八月二十九日に、第一大区区長から管内村々戸長に向けて「地券御規則少々相変り候様子……順番帳、小拾帳、代金書入之儀、暫時御見合せ成さるべく……内々ながら御知らせ申上候」と回文している。地租改正法の交付によつて、当面「壬申地券を廃止して改正の地価が定まつた上で交付することになる」（『本邦地租の沿革』）が、区長からの回文は、このことをふまえた地券交付の作業中止指令と解することができよう。

七年三月になつて、各大区別に「地券下調掛」が下命され、また各村々にも一人ないし三人程度の地主惣代人が選出された。

豊岡県下では、このころから地租改正事業に取組み始めたといえるが、それは旧兵庫県とほぼ同時期であり、飾磨県とくらべると一年半も早い着手であつた。

着手してようやく理解されてきたことは、壬申地券のために村々から差出した取調帳では、面積も地価も正確で、地租徴収のための基礎資料としては役に立たないということであつた。村々は田畑・宅地の一筆ごとの丈量から始めなければならなかつた。

七年九月には村ごとに『田畑検見内見帳』と『耕地絵図』を作るように、十一月には降雪までに田畑丈量を済ませておくように、翌八年二月には雪解け次第、租税監察官員や立会掛が政府や県から派出されて実地点検をするから『村限帳』を早々に差出すようと、県から区長を通じて村々に矢つぎばやに通達が出されている。地押ちおせ（土地測量）は各村々で測量専門家を雇用して三斜法（三角測量）をもって行ない、また村寄合いをして土地を評価して等級分けも行なった。

そして八年五月から大蔵省官員を案内して大脇権中属以下地券掛職・大区区长・地券下調掛らが従い、十五人ないし二〇人の役人が各村を回って、地押の結果を抜き取り検査をした。この結果、第八大区（美含郡）では七二ヶ村のうち三七ヶ村が再調査を命じられている。

これらを、農民がいかに不愉快な思いで見つめていたか。次のような狂歌が残されている。

算当さんとう（三等）も知らぬ地押の掛員やめて至当（四等）のかへ地受けたし

田も畦もしらぬ蛙（買わず）の向ふ見ず踏みたくられて合はぬ勘定

〔浜正夫家文書〕

この地押についても、八年八月十三日に至って「土地丈量之儀……総て六尺竿、一反三百坪に相改むへき旨改正事務局より達し」〔御用留〕があつて村々をあわてさせた。但馬地方は従来は六尺五寸竿をもって検地されていたのであり、この通達で一割七分強の面積増加を強いられることになった。

同年八月七日、大蔵省地租改正事務局では『地租改正条例細目』を決めている。これによると、重要施策は地位等級と収穫査定であるとの認識の下に、中央で各府県の収穫・地価を概定し、府県では村ごと及び村内各地等級を決定し、これによって収穫・地価を村ごとに定めさせるという方法をとらせることにしている。

豊岡県下でも、区長・副区長らが集まって但馬・丹後・丹波の全管内大区等級表を作成したのは同年八月十六日である。これに比準して各大区内の村別等級及び想定収穫量を決めさせた（奥座家蔵『明治八年改正・但馬国城崎郡田畑宅地収穫地価利子村位表』）。

収穫量引

同年十月八日、豊岡町養源寺に豊岡県管内二二の大区正副区長及び小区戸長が招集され、県側
上げ指示 からは大野権参事・大脇文・吉江晴らの官員、それに大蔵省杉山・与田両官員、合わせて八人

が出席して地券・収穫についての会議が開かれた。そこで県から示されたのは、大区別の田畑宅地などの反別と収穫量である。例えば第一大区（城崎郡）の田の場合、大区から県への報告は反収八斗九升三合、今回指示された額は一石一斗二升七合、差引二斗三升四合の増量で、増加割合は二割六分強である。「出掛り一同当惑」したが、この数字は「いささかも減少致し難く候間、承知の上、受書印を差出」すようにと、県の役人は一歩も譲らぬ姿勢であった。

第一大区出掛り役人は、大区扱所に帰って協議の末、三、四ヶ村を坪刈りして「内見」することを決め、翌九日には一同手わけをして、永井町分・新屋敷村・金剛寺村・一日市村・江本村で坪刈り（サンプル調査）を行なった。永井町分と新屋敷村の場合、合わせて反当一石五升六合という結果が出た。

永井町分は第一大区内の田の等級は一等、新屋敷村は二等に位置づけられているが、実収は第一大区への割当て量の平均一石一斗三升より七升四合も少いことが分かってきた。

十月八日の会議のときの県の指導で、村々で作成したのが『新税旧税比較表』（奥座家・足立家蔵）であった。

結果だけを示せば、明治七年の貢租と八年以後の地租（県指示額）との対比は、第一大区の場合四六二七円十七銭余の減額で、宮島村の場合は宮島村分野田を含めて八九円六〇銭余の減額となっている。しかし、七年の米代金はその年の豊岡町の米相場一石五円七〇銭で貢租米を計算したものであり、八年以降の地租については、豊岡の米相場の三年から七年の五ヶ年平均の一石四円三九銭で算出された地租額（県指示額）である。ここに大きなトリックがある。もともと政府が従来の貢租額と大差のない地租額の徴収をねらいとして進めて来たのが「地租改正」事業であり、農民の調査申告を旨とするといいながらも、結局は「お上」が算出した数字をもって強制したのである。

農民の抵抗

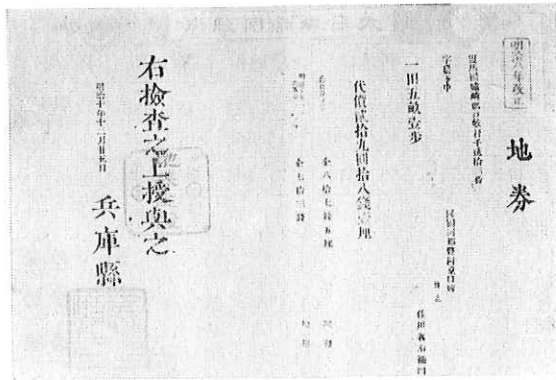
「先般地券測量相済、今般御呼出あり総計取調帳差出候処、格外の追増し、等級並に収穫とも土地柄不相応の次第、請難く……」

これは八年十月付で気比村用掛・惣代人六人の連署で正副区長あてに差出した歎願書であるが、各村々からこのような反対陳情が猛然として始まり、区長・副区長は連日のように、その応接に忙殺された。

区長・副区長の説得で承諾しない永井・新屋敷・大磯など十一ヶ村の用掛と惣代人たちは、県庁に呼び出されて大脇掛官らに説諭されるが、どの村も承服しない。その後、承諾に応じた村を除き、あくまで応じない大磯・駄坂・岩井・宮井の四ヶ村の村役人は十二月一日に大区役所に呼び出され、大脇掛官から再度説諭され激しく論争したものの、結局は受書を提出することになる。

同年十一月十八日には、第一大区内の村々に次のような通知が回文された。

「当大区ニ於テ何角歎願之趣有レ之哉、右ニ付テハ御県庁ヨリ御蔽重御取調ニ相成リ、今午後五時頃山本村



写71 兵庫県の「明治8年」地券（明治10年発行）

岡利左衛門殿、船町村由月儀左衛門殿、滝村（佐伯）鷲太郎殿三名御召捕ニ相成、御吟味中カンソウ牢に仰付ラレ誠ニ以テ気毒至極ニ存候……右ニ携り候事、無之様急度御取締成サルヘク候（『田中彦右衛門日記』）。岡は七年十一月まで第一大区二小区戸長をつとめ、八年ごろは小学校に行けない学童たちを家に集めて学問を教えていた名望家であり、由月も佐伯も村役をつとめる人物であった。その岡らは県に建白書を提出したの

みならず、十一月五日に百合地村の養福寺と簸磯村の福泉寺で集会を開くべく発信人不明の回状を発行していた。そのことが発覚して県庁の座敷牢に入れられたのである。

同じころ三重県や茨城県で暴動がおきている。そこに至らないまでも豊岡県下でも農民の激しい抵抗がつづいたが、三吉権令以下の県役人は懐柔と弾圧をもってこれに対処し、指示額を軽減することはなかった。

豊岡県が兵庫県と京都府とに分割合併となる明治九年中には、第一大区の各村々からの『田畑宅地反別收穫地価地租総計帳』が出そろい、十年からは各所有者に地券（これを明治八年地券という）も交付され、新租が実施された。

同年一月政府は「地租百分の二ヨ半（二・五割）」の減税布告を出した。

表50 明治22年 地価修正 新旧比較表 (森村の場合)

地目	面積	筆数	旧地価	新地価	旧地租	新地租	軽減率
	町反	筆	円	円	円	円	
田	128.015	153	6229,233	5064,680	155,737	126,635	0.813
畑	16.118	51	626,362	497,960	15,663	12,457	0.795
計	144.133	204	6855,595	5562,640	171,400	139,092	0.812

その後、明治十年から山林原野の地租改正作業が進められ、十三年にはその経過 上がった。この間に田畑を含めて村々相互間で飛地・錯雑地の整理も行なわれた。

十八年には地租法が改正されて、五年ごとの見なおし条項や租率一〇〇分の一への引下げ努力条項などが姿を消した。その上「地租ニ関スル諸帳簿様式」が布達されて、土地台帳や字限図が二十年までかかって整備された。これは「第二の改組」と称せられるほど、各村での大作業であった。

この間、全国で地価修正運動は執拗に続けられ、但馬地方も例外ではなかった。政府は二十二年に至って特別地価修正を全国的に行なったが、旧豊岡県下の但馬地方の特殊性については、ついに考慮されることはなかった。

この地価修正後も二十三年十二月、第一回帝国議会で自由党・改進黨など民党が政府に地租軽減を要求するが、これと併行して地主層による地租軽減運動が全国的に展開された。二十四年二月には出石・気多・城崎三郡の地主一六一人の代表として、宇野文右衛門(出石郡神美村)・今井金左衛門(城崎郡奈佐村)が「兵庫県同盟」の運動に加わり、同年六月には宇野の他、大江甚助(城崎郡港村)・白髭浅右衛門(気多郡中筋村)が交替して参画した。

運動の成果として、地租低減措置が二十五年の第四回帝国議会の衆議院で可決された

表51 地価算出表 豊岡県第1大区(城崎郡)の場合

区分	反 別(A)	此收穫米(B)	此代金(C)	種糶肥代(D)	残 金(E)	地 租(F)	郡 村費(G)	残 金(H)	地 価(I)
		(A×反當石畝)	(B×反當代金)	(C×0.15)	(C-D)	(E÷およそ0.3)	(F×4)	(E-F-G)	(H÷年村費0.63)
田	町	石	円	円	円	円	円	円	円
	1930	21757	95512	14327	81185	23646	7883	49,657	788,206
		(反當1万127)	(石畝4円39銭)						
畑	550	4004	17137	2571	14,566	4,243	1,414	8,910	141,422
		(反當大豆74畝)	(石畝4円28銭)						

注. この表は、田・畑のみ例示したものである。

表52 国の税収中に地租の占める割合 『国税庁統計年報書』から

年次	税目	地 租	酒 税	所得税
明治5年		91.8%	0.1%	—
9		83.2	3.7	—
13		76.7	10.0	—
18		81.9	2.0	—
20		63.6	19.7	0.8%
23		60.6	21.0	1.7
28		51.8	23.8	2.0
33		32.0	34.4	4.4
38		28.6	21.0	8.3
43		22.1	25.2	9.2
大正4年		21.3	24.5	10.9
9		9.1	20.1	23.4
14		7.6	21.6	23.8
昭和5年		7.5	24.2	22.2
10		5.8	20.8	22.6
15		0.1	7.4	38.5

注 明治22年以降、県税及び市町村税の主税として地租付加税があることを考慮する必要がある。

が、貴族院では否決された。二十六年も同様で、二十七年には日清戦争が始まって、以後は運動は尻すぼみとなった。その理由として、地租が（全国的には不均等であつても）地価上昇につれて相対的に安くなつていたことが挙げられる（表52）。

なお十九年八月には『登記法』が公布され、但馬地方ではその登記業務を豊岡治安裁判所（二十三年十一月に豊岡区裁判所と改称）が取扱うことになり、二十二年三月に地券制度は廃止となった。この登記事務は昭和二十二年五月に神戸司法事務局（同二十四年に神戸地方司法事務局と改称）豊岡出張所に所管替えとなつた。

第三節 農談会・農会

勸産肝煎

明治二年（一八六九）四月、久美浜県は各郡ごとに勸産御用掛一〜三人と勸産肝煎きもいり役二〜六人を任命した。勸産御用掛には気多郡で河本浜次郎（伊福村。現日高町鶴岡）が一人・美含郡で太田垣四郎左衛門（森本村。現竹野町森本）と久代段重郎（香住町香住）の二人が任じられたが、このとき城崎郡では任命されておらず、太田垣と久代とが兼帯を申付けられている。

翌三年二月になって、城崎郡の勸産肝煎役に徳兵衛（上山村。現城崎町上山）と善兵衛（滝村）が任じられているが、専任の勸産御用掛が定められたかどうかは不詳である。

これらの任命は「外国ト通商ノ御趣意ニ付テハ、物産繁殖之道ヲ勉励」することが「国家ノ要務」であり、このため「三丹ノ産物中、生糸・製茶・牧牛ノ道」を奨励することが「相応」と考へてのことであり、その繁殖推進役に当たらせようとしたものであった。そして、四年十一月に但馬・丹後および丹波三郡を管内とする豊岡県成立後においては、製茶はふるわなかったが、生糸・牧牛については繁殖のために試行錯誤をくりかえして来た。

農談会

九年八月、但馬地方が兵庫県管下となつて以後、県は各郡ごとに管内通信員をおいて、農業奨励策の普及に努めさせた。各地域ごとには農談会も開かれた。

十六年に至つて、県は布達をもつて通信員を勸業世話掛と名称を改めた。勸業世話掛は各郡内の戸長役場ご

とに設けられた農区から戸長級の人が二、三人選任されたようで、城崎郡内では五農区の中で十六人が選任されていた。同掛に対しては農区ごとに月手当や取扱手数料が支弁されたし、郡内町村連合会で招集する「農談会」には、同町村連合会から旅費・日当・印刷費が支出された。

また郡内五農区にはそれぞれ種苗交換のための試作場が設けられていて、そこでは朝鮮薯蓣（菜たね）や白麦・西ノ下麦・米国麦などが試作され、これに対する郡内町村連合会補助（明治十七年度で一〇〇円）も支弁された。

十八年五月十八日から二十日までの三日間、城崎・美含郡各町村連合農談会が開催された。

この農談会には、両郡の勸業世話掛二四人のうち二人・篤志会員八人の他、郡長・郡書記及び兵庫県勸業課員羽館七等属が出席し、羽館は指導助言に当たった。

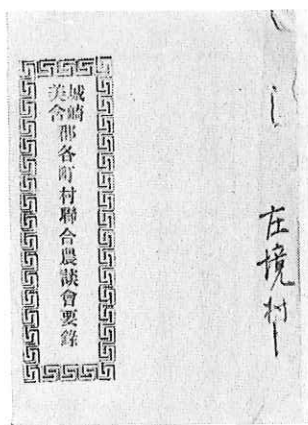
談題には、①桑樹改良及び栽培方法、②養蚕飼養之得否、③蚕糸製造方改良之事、④馬鈴薯・葡萄・阿利襪（オクリム）

蕃殖方法、⑤山林苗木植込蕃殖方法が掲げられた。

例えば、談題「養蚕飼養之得否」では、

会長（滝本藤左衛門。訓谷村） 清涼飼・温度飼ノ二種イズレカ
優レリトスルヤ

二十六番（島田幸治郎。訓谷村） 曰ク温度飼ヲ良シトス。然レ
ドモ農家或ハ商家ノ余暇ヲ以テ飼養スルモノハ清涼飼ノ方優ル
ベシ



写72 『城崎・美含郡各町村連合農談会要録』の表紙

談題「蚕糸製造方法改良之事」では、

十六番（神田清兵衛。無南垣村）製糸方改良ノ件ニ付テハ先ヅ器械ヲ改良セザル可カラズ。彼ノ従来用ヒ來ル「ヲツデ」ヲ廢シ「ザグリ」器械ニ改ム可シ。尤モ是等ハ費用ヲ要スル事ナレバ三ケ年或ハ五ケ年賦返納ノ積リヲ以テ一時県庁ヨリ拝借シ以テ改良進歩ノ資ト為シタシ、各員意見如何

談題「馬鈴薯・葡萄・阿利襖蕃殖方法」では、

四番（加田与三右衛門。飯谷村）本員ハ兩三年前、馬鈴薯種子ヲ瀬戸村ヨリ受ケタリ。然レ共僅カ一個ノ種子ナリシニ隣家ノ求メニ依リ止ムナク之ヲ二個ニ截リ、其ノ一個ヲ隣家ニ与ヘ残ル一個ヲ試栽セシニ、其収穫九個許^{ばか}ヲ得タリ、種子ヲ以テ翌年栽培セシニ量目凡一貫目許ヲ得タリ……肥料ハ人糞ニテ施肥ニ時季ト其度ヲ誤ルトキハ反テ害アリ

馬鈴薯・ぶどう・オリーブなどは、ようやくこのころから栽培され始めていることも注目されるが、当時の「老農」といわれる自作地主の篤農家たちの農談会組織を通じて、農業技術の進歩を促がした効果は大きかった。米作における深耕・正条植・塩水撰による種子の選別法などの普及も、これら農談会を通じて普及した。

このときの出席者は、城崎郡では北村安右衛門（野上村）・江本発三郎（江本村）・上島要三（佐野村）・佐伯善兵衛（滝村）・植村勘右衛門（栃江村）・荘村虎吉（湯島村）・田中市右衛門（駄坂村）・佐川定二郎（小尾崎町）・三谷四郎右衛門（庄村）・沢田五郎治（中陰村）・佐伯五郎兵衛（一日市村）・畠中富太郎（立野村）・斉藤繁太郎（今津村）・竹島剛甫（本町）であった。

このような農談会は、二十年ごろには勸業会と名を改めた。そして二十年十二月に県は『勸業委員設置準則』

を發令し、各郡から一名の勸業委員を選出させ、従来の勸業世話掛は二十一年末をもつて自然消滅を令し、代わって各戸長役場区域から植物試作世話掛を勸業委員の補助者として選任させている（『八鹿町史』下巻）。

農 会

明治三十年には、城崎郡立農事試験場が日高村に設けられて「郡内の農産の増殖改良に資」せられるとともに、郡内各地で農事講習会も開催されて、「農業知識の啓発」や「実地指導に努むる所」があったが、三十七年の日露戦争勃発とともに経費緊縮のため廃止され、代わって農事巡回教師を設置して郡内を巡回指導することになった（『兵庫県郡役所事績録』）。

三十三年六月に『農会法』が公布されると、その年に城崎郡内では十三ヶ町村に農会が設立され、翌三十四年には十八ヶ町村に設立された。この十八ヶ町村各農会を構成員とする城崎郡農会も三十四年二月に設立され、事務所は豊岡町本町にある城崎郡役所内に置かれた。

郡農会長は設立当初から大正六年までは郡長が兼務し、事務も郡勸業主任が担当していた。郡農会の当初からの構成員であった農会は、豊岡市内では新田村・三江村・田鶴野村・五荘村・港村・奈佐村の六ヶ村の農会であり、三十四年十二月には八条村と中筋村の各農会が設立され、直ちに郡農会に加入した。豊岡町では、昭和八年に八条村と新田村立野を吸収合併するまでは農会は設立されなかった。

農会は、主として農事改良の担当機関として政府の指導と援助のもとに作られたものであるが、その運営は主として地主層が当たった。農業技術改良による最大の受益者は地主であったからといえる。

三十四年五月には、県下の各郡農会長が集まって兵庫県農会を設立した。同年には、帝国農会も生まれてい

る。以来、帝国農会―県農会―郡農会―町村農会―集落農会と縦の系列化が定まり、資本主義的生産と地主制

の結合によって農業改良が進められて行く。

城崎郡農会が行なった事業の主なもの、郡役所または各地で米作・養蚕・畜産などの講習会・講話会・競進会・品評会の他、共同苗代や模範農場設置などに対する補助金支出などである。

大正五年からは専任の農業技術員を一名置いて、技術指導に当たらせている。

第四節 養蚕と畜産

養蚕国但馬

明治四年（一八七二）十一月に成立した改置豊岡県管下の但馬・丹波（三郡）及び丹後の三国は古来からの養蚕国であったとされている。中でも但馬国、その中でも養父・気多両郡が最も盛んな養蚕地帯であり、城崎郡がこれに次いだ。

安政五年（一八五八）、鎖国が解かれて外国貿易が始まると輸出の王座を占めたものは生糸であった。新政府は積極的に生糸の輸出振興を計った。

ところが養蚕国であったはずの三丹地方は、関東・奥羽地方が蚕種を改良して専ら輸出に利を稼いだこととくらべると、内地売りの太糸用のみに満足していて遅れをとっていた。明治六年一月、政府は『生糸製造取締規則』を公布して、輸出生糸の品質向上をはかるとともに不正手段の撲滅にのり出した。

その方法は輸出用・国内用を問わず、販売生糸のくくり目に政府が発行する印紙を添付することとし、その印紙は地方官から生糸改会社へ売り渡し、会社は各製造業者に売るという仕組みであった。

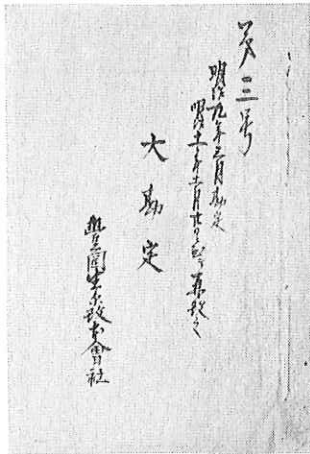
表53 豊岡県内生糸生産高

国・郡	年	明治6年	明治7年	明治8年
朝養気城美七二出	来父多崎含美方石	貫匁 967.330 4,465.217 2,657.960 969.764 851.625 477.000 347.386 990.593	貫匁 1,070.100 2,471.900 1,528.300 377.400 505.400 430.000 353.000 489.600	貫匁 797.187 2,305.032 917.192 383.891 418.953 421.960 282.525 365.439
但馬国計		11,726.875	7,225.700	5,892.179
丹波国(3郡)		3,587.735	3,597.000	2,681.278
丹後国(5郡)		5,595.525	4,302.245	3,358.639
合計		20,910.135	15,124.945	11,932.096

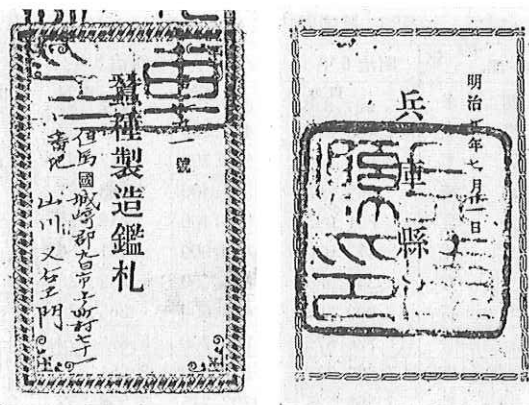
注、豊岡生糸改元会社「支社精勘定帳」より(「但馬史」5)

豊岡県でも、同年に生糸改元会社を設立した。この会社は本社を豊岡に、支社を三丹三五ヶ所に置き、但馬は浜坂・湯村・村岡・大屋・広谷・八鹿・三谷・山口・竹田・和田山・土田・矢名瀬・江原・伊福・森本・出石・中山の十七ヶ所に支社があった。

会社の社長には豊岡町を開発した御用商人奥田勘三郎が任じられたというが(前述のように明治七年の「副」社長辞令がある)、支社の責任者には各地の生糸仲買人が当てられた。運営収入は印紙手数料の一〇割・改め生糸評価額の〇・三割・生糸売買仲介口銭の〇・二割で、これを本社と支社に案分したが、収支つぐなわず明治九年に閉鎖され、翌十年には生糸製造取締規則すら廃止された。微粒子病の流行で大打撃をうけていたヨーロッパで蚕病予防法が発見されて養蚕が回復したため、生糸の輸出が減少したためである。



写73 豊岡生糸改元会社の決算書



写74 蚕種製造鑑札（明治20年）

豊岡県内の生糸生産量が七年・八年の数量が極端に減少しているのは、印紙購入を嫌って検査を受けないものが増えたからと言われている（表53）。

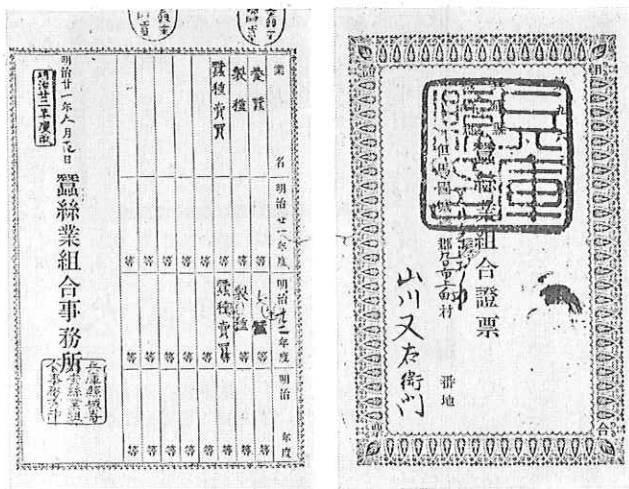
蚕種改良
豊岡県は、蚕種の改良をめざして明治七年二月、蚕取扱所を設けた。設置場所や機構などは、不詳である。

豊岡県の意欲にもかかわらず、養蚕の改善は簡単には進まなかった。多くが零細農家における窮迫余業であったために、農民に改善意欲が乏しかったからと思われる。飼育方法も江戸時代と同様な清涼育であり、温暖育が普及するのは明治後期からである。

養蚕の普及
当時の養蚕は、先人の努力によって普及した。城崎郡の場合について見ると、その経緯は次のとおりである。

ある（『兵庫県郡役所事績録』）。

明治十年、上州人小松源太郎を招聘して養蚕講話会を開催。この講話を聞いた上佐野村保田藤九郎は、これを実地に行ない、良好な成績をあげ、付近の人もこれを見習った。十五年には、訓谷村に蚕室が新築され、温暖育を試みたが、成績不良のため二十一年これを廃した。このころから福島・長野・群馬などの先進県を視察、西ヶ原蚕業伝習所（現東京農科大学）に入所して学習する生徒が続出し、地方で改善普及につとめた結果、本郡の蚕業は次第に隆盛になった。十八年、『蚕業組合準則』が示されると、城崎郡でも郡養蚕組合を組織し、



写75 城崎郡蚕糸業組合証 (明治21年)

蚕種の検査・蚕種購入の斡旋・養蚕伝習所(美舎郡香住村)の設置・共進会や品評会などを行なったが、この組合は二十四年準則の廃止によって解散した。代わって県は、同年『蚕糸業取締規則』を發布し、養蚕・蚕種製造・器械製糸・座繰製糸の四業種別に同業組合を組織するよう命じた。この結果は養蚕と製糸工程の分離を

促進させることになり、生糸仲買人を激減させることになった(『八鹿町史』下)。養蚕組合は三十年前後から自然消滅し、やがて三十四年に各町村および郡に設けられる農会によって、養蚕農家は指導を受けることになる。三十年に県簡易蚕業学校(八鹿)が設立されると、学資補給を行なって入学を奨励し、三十一年から養蚕教師の招聘に郡補助金を支出した。三十七年、郡に蚕糸業専門の巡回教師を常設して管内を巡回させ、町村または集落には季節教師を置かせ、稚蚕共同飼育を奨励して普及に努めた。三十九年、宝林銀行に依頼して郡役所に隣接して殺蛹乾燥場を建築し、ここに持ち込む乾繭を担保に資金を貸付け、奸商の暗躍を排して円満取引を進めるようにした。大正元年、郡是製糸株式会社(日高町久斗)の製糸工場を買収し(買収当時一五〇釜)、正量取引きを唱導して郡内各集落養蚕組



写76 養蠶伝習所・蠶種製造販賣所の広告
(明治22年『但馬商工便覧』から)

合を勧誘すると、郡内養蠶農家の約九割がここに販売するようになった。

蠶種については、明治三十三年ごろ郡長は農商務省を辞して帰住した岡毅と計って蠶種製造家を説得して蠶種改良社を組織し、繭質の佳良なものを選定して製造家に製種させ、郡内の繭の品質が一定して価格も上がった。この成果をもって四十一年、城崎郡蠶種生産販売組合を設立して好評を博したが、需給バランスを失して製造過剰をきたし、個人販売を希望する者が続出して大正元年に解散した。

一三三三戸（総戸数三五四四戸中）で、繭産額二八七四石（価格五万〇七四八円）・生糸産額六一四貫（価格一六二七一円）である（『城崎郡美含郡統計概表』）。

慶応三年（一八六七）九月、幕府は『牧牛令』を発したが生野代官所は「牧牛大意」を添えて

管下の但馬四郡に配った。

幕府の牧牛令によると、京都の近国で牧牛を飼うには丹波・丹後・但馬を最上の地とし三丹中では但馬が一番で、この国で生まれた牛は足細く力あり、重荷を負うて遠く行きて疲れず、よく寒暑を凌ぎ、病死することもないと但馬牛をほめたたえて、その増産を励ましている。しかし、牛は農耕用の役牛として増産を計るよ

りも、乳用や肉用の目的をもつてのことであつたことに注目したい。

「其乳を絞り酥酪^{そらく}等を製して以て児を養育し、乳母の代用を勤め老衰を補全する如き効能あり。(中略)牛を屠りて肉を喰ふときは美味にして人牝を營養し、血液を増補し勇力を強め、長寿を保持するなどの効能あり」としている。嘉永六年(一八五三)にペリーが来航して、九年後の文久二年(一八六二)には横浜に牛鍋屋が開業するが、牧牛令が発せられるのは、それから五年後である。

農耕用貸牛

明治維新期の牛の飼育は、農耕用が主目的であつた。明治七年、奈佐谷十一ヶ村内で一一九頭の成牛があり、明治九年に三江谷の鎌田・下宮・馬路・南谷・祥雲寺・法花寺六ヶ村で飼育されていた四六頭のうちオスが四一頭(内、十七頭は借上牛)、メスはわずか五頭である。博労商が、使用料を徴して牛を農家に借付けていた。

明治七年十一月、豊岡県は内務省勸業寮から短角種牝牝各一頭・デボン種牝一頭・牝三頭を借りて、これを養父郡や七美郡で飼育し、さらに十五年にもデボン種牝牛三頭を購入し雑種牛の繁殖を計つた。

十一年には、兵庫県は『貸牛仮規則』を公布し、希望農家に県有牛を貸与することを決め、養父郡養父市場に貸与牛取扱所を設けている。この貸与制度は、例えば三歳の牝牛の貸与をうければ、何年かかけて牝牝にかかわらず五頭・四歳牛は四頭・五歳牛は三頭・七、八歳牛は二頭の子牛を分娩後六ヶ月育成して上納すれば、母牛は拝借人へ無料で与えられるというものであつた。

繁殖事業

十四年、県は『種牝牛検査法』を制定した。その後、戸長役場単位に種牝牛を置くようになり、二十年からは郡の指導で城崎・美含両郡町村連合会に種付業者に対して補助金を交付させるよ

うになった(三十年からは、郡が賞与金を交付)。五荘村では、三十五年に二五円の村費で種牡牛を購入している。同年から種付事業は町村または町村農会が経営することになり郡は補助金を交付した。同年、郡に畜産巡回指導員を置いた。三十三年二月には『産牛馬組合法』が公布され、三十六年八月には郡内産牛業者者に兵庫県城崎郡産牛組合を結成させた。組合の主な業務は種牡牛の各町村配置・交尾事業・畜牛売買の弊害矯正・優等牛の登録・畜産衛生技手の設置・畜牛品評会の開催・牛籍台帳の編成などであった。

三十五年ごろから異種改良の声が起こり、県はブラウン・スイス種を配することを決め、三十六年三月に美方郡産牛組合に配したのを始めとして、但馬各郡に貸与することになった。しかし、異種改良には短所が多く認められたので、四十三年から雑種牛熱は急速に冷却して三十九年には一頭七二円にも達していた雑種子牛は二九円まで暴落した。その後は、但馬牛の形質固定化が取組まれるようになる。

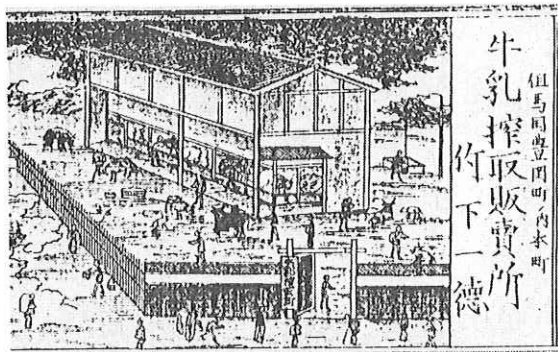
四十二年からは郡産牛組合が主催して牛のせり市が立つようになった。豊岡市域では、大正十五年に五荘村が上陰に所有する田約六畝二十八歩を郡産牛組合に「牛市場設置目的ヲ以テ」売却し、さらに昭和三年に一反余を無償譲渡している。それまでの豊岡市域でのせり市場が、どこであったかは分からない。明治四十四年、城崎郡牛馬商組合が組織され、博労商の専横・不当の取扱いが多かった旧弊を改めさせるのに効があったという。大正五年、『畜産組合法』が公布され、郡産牛組合は城崎郡畜産組合と改称された。

洋牛飼育 明治五年一月、豊岡県は「維新以来文明の風漸く開け人身滋養は身を立て家を富ますの基ひなと食肉 することを知り三府五港は謂ふに及ばず人民輻湊の各地日に開化の域に赴きけるに当所轄は山陰

の僻地に住し都風の及びがたき所、旧来の陋習を脱せず、そもそも牛豚鶏鶩等の肉は米麦に勝り人身を滋養す

表54 屠牛頭数税金覚帳 (三江村日撫・浜八治郎)

	明12年 1月	10月	11月	12月	明13年 1月	2月	3月
頭数	20	2	14	13	14	5	4
税金	5円	50銭	7円	6円50銭	7円	2円50銭	2円
7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
1	3	3	5	8	8	100頭	
50円	1円50銭	1円50銭	2円50銭	4円	4円	75円	



写77 牛乳搾取販賣所の広告
(明治22年『但馬商工便覧』から)

るの良食……牛乳の如きはかの肉類にも踰^まて一際功能多きものなり……右乳汁精製の工夫を遂げ志ある者は互に売買いたし終には盛大の設にも立至るよういたしたきもの也」と布達して、牛乳・牛肉の食用を奨励している。「日慎録」にも同年五月二十日「新聞雜誌三一号抄録」として「ウェールズ」究理書中ニ人身滋養ノ食物ハ肉類ヲ第一トス。1牛2鶏」とある。

同年五月、大阪天王寺境内の牧牛会社から「当管内産牛取引いたし度旨願出」を受け牧畜業の興る基ともなるからと「有志の者は実地引合可^レ致候事」と布告している。

七月には京都府管轄牧牛会社惣代松井弥三郎から「当管内において牧牛取扱所取設之儀願出」があり許可したから「右取扱所へ加入いたし度者勝手たるべき事」という豊岡県布達が出されている。松井弥三郎は翌六年一月、奥田勘三郎とともに牛馬「取扱惣代」に任命された。

牛馬売買にたずさわる者は鑑札一枚に付いて牛馬七頭という規則であったが、違反者があるのでその取締まりを命ぜられたのであった。

豊岡県も積極的に保護育成に努め、洋牛飼方費用として明治八年に金一二〇〇円を支出した。県は内務省勸業寮から計四頭の輸入牛を借りて但馬牛の改良にあててることを決め、同年一月に養父郡広谷村小城の長島半兵衛が飼養管理を引受けたが、風雨で厩舎が倒壊したことを洋牛取締の梅垣西浦（豊岡県総区長）・佐川義右衛門（豊岡県第一大区区长）に報じている。

牧牛熱が高まるとともに牛肉牛乳食用の風習も次第に定着するようになった。二十二年の『但馬商工便覧』によると豊岡本町に竹下一徳経営の牛乳搾取販売所があり「牛乳搾取所」「牛乳販売所」の看板が見える（写77）。二十五年の『城崎郡統計概表』によれば、牛頭数は牝八〇頭・牡六六頭、計一四六頭となっている。三十八年の但馬新聞広告欄には、豊岡豊田町裁判所前二見楼が「西洋料理。牛肉鶏肉商」とある。